

神戸商工会議所ホームページバナー広告掲載のご案内

神戸商工会議所

- ◆掲載場所 神戸商工会議所ホームページのトップページ及び各ページ
※トップページの月間アクセス件数：約 15,000 訪問、約 48,000PV
(このデータはアクセス件数を保証するものではありません。)
- ◆掲載料金 ①トップバナー 月額 30,000 円 (1 枠、別途税)
②ミドルバナー 月額 20,000 円 (1 枠、別途税)
③テキストバナー 月額 10,000 円 (1 枠、別途税)
※6 ヶ月間の一括申込毎に、1 ヶ月分の掲載料金が無料となります。
- ◆広告規格 ①トップバナー 240×240 ピクセル
②ミドルバナー 240×50 ピクセル
③テキストバナー 30文字 (2バイトコードの場合)
※①②の画像データ形式は JPEG もしくは GIF (アニメ不可)。
※最大枠数はそれぞれ6 枠。トップバナーは1 枠内で3 秒ごとにバナー広告がランダムに切り替わる方式とします。

◆申込方法

お申込

掲載希望月の前月 10 日までに、「ホームページ広告バナー掲載申込書」にてお申し込みください。掲載は 1 ヶ月単位。
※10 日が休日の場合、直前の当商工会議所の営業日とします。

通知書
送付

掲載を許可する場合、前月 20 日までに「掲載許可通知書」をご送付します。
※20 日が休日の場合、直前の当商工会議所の営業日とします。

入金
バナー提出

前月 25 日までに料金のお振込とバナー画像のご提出をお願いします。
※25 日が休日の場合、直前の当商工会議所の営業日とします。

バナー
掲載

開始日時:広告の掲載を開始する月の第 1 営業日(午後 1 時～5 時の間)
終了日時:広告の掲載を終了する月の最終営業日(午後 1 時～5 時の間)

※広告出稿申込書にご記入頂いた個人情報等は、神戸商工会議所ホームページの広告掲載に係る連絡、案内及び広告料金に関する管理業務にのみ利用致します。

お申込み・お問合せはこちらまでお願い致します。

神戸商工会議所 情報化推進チーム

TEL : 078-303-5815 FAX:078-303-2312

神戸商工会議所ホームページバナー広告掲載申込書

神戸商工会議所 御中

神商ホームページバナー広告掲載要綱に基づき、次のとおり申し込みます。

会員番号			
事業所名	印		
住 所	〒		
T E L		F A X	
代表者名	(役職)	(氏名)	
担当者名	(役職)	(氏名)	
E-mail			

掲載希望期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月まで (ケ月)
バナー種類 (いずれかに○)	トップバナー ミドルバナー テキストバナー
リンク先URL	http(s)://
広告の内容	

以 上

神戸商工会議所ホームページバナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 本規則は、神戸商工会議所（以下「本所」という）が提供する「神戸商工会議所ホームページバナー広告サービス」に関する利用方法について定め、適正な運営管理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において「神戸商工会議所ホームページバナー広告サービス」（以下「本サービス」という）とは、神戸商工会議所の会員事業所の取引・販路の拡大を促進することを目的に、神戸商工会議所のホームページにバナー広告枠を設け、有償にて広告掲載を提供するサービスを言う。

(サービスの種類)

第3条 本サービスの広告の種類は、「神戸商工会議所ホームページバナー広告掲載のご案内」に記載する。

(掲載料金)

第4条 掲載料については、「神戸商工会議所ホームページバナー広告掲載のご案内」に記載する。

(広告規格)

第5条 広告規格については、「神戸商工会議所ホームページバナー広告掲載のご案内」に記載する。

- 2 広告の内容やデザインについては、本所から修正を求めることができる。
- 3 バナー広告（画像）は掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。
- 4 広告の配置は、本所が決定する。

(掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1ヶ月単位とする。

- 2 広告掲載期間中、本所の都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、神戸商工会議所ホームページなどの広報媒体を活用して公募する。合わせて、広告募集・掲載業務に関し業務委託ができるものとする。

(サービスを利用できる者)

第8条 本サービスを利用できる者は、次の各号のとおりとする。

- 一 本所の会員事業所
- 二 国や地方公共団体をはじめとする行政機関
- 三 その他本所がサービスを利用することが妥当と認めた者

(掲載の申し込み)

第9条 神戸商工会議所ホームページへの広告掲載希望者は、「神戸商工会議所ホームページバナー広告掲載申込書」により、郵送、FAX または E メールで指定する期間内に申し込むこととする。その際、必要に応じて、掲載を希望する事業所に関する資料を求めることができる。

(掲載の承認)

第10条 本サービスの利用を希望する者の求めに応じて、その利用目的や掲載バナーの内容、リンク先 URL について予め確認した上で承認するものとする。広告掲載の承認を決定したときは、「神戸商工会議所ホームページバナー広告掲載許可通知」により広告掲載希望者へ通知する。

(承認の制限)

第11条 利用者の目的およびその目的を達成するための行為が次の各号に該当する場合、承認せずその理由についても開示しない。

- 一 第三者または本所に不利益を与える行為、またはそのおそれのある行為への利用
- 二 思想や信条、宗教等の普及活動、選挙活動や集団示威行為へ呼びかけなどの政治活動への利用
- 三 公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- 四 猥褻な表現を含む情報や公衆に羞恥心を抱かせるおそれのある情報等を第三者に提供する行為
- 五 法令に違反する行為や犯罪的行為、もしくはそのおそれのある行為への利用
- 六 事実に反する、またはそのおそれのある情報を第三者に提供する行為

- 七 実際より過大な表現を用いているもの
- 八 他の会員（企業・団体等）に不利益を与えるおそれのあるもの
- 九 当商工会議所の業務と競合、あるいは業務に支障をきたすもの
- 十 広告主以外の企業広告ならびに広告主以外の事業所名、商品・サービスが掲載されているもの
- 十一 その他、本所が不適切と判断するもの

（譲渡の禁止）

第12条 本サービスの利用により得たバナー広告のリンク先を事務局に無断で第三者に譲渡することは禁止する。

（禁止行為があった場合の対応）

第13条 本サービスの提供後、本内規第10条、11条等に反する行為が行われたことが判明した場合には、当該企業に対する本サービスの提供を停止することができる。

（広告掲載料の納付）

第14条 広告掲載料は、掲載の決定後、指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（広告内容等の変更）

第15条 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、またはこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主の都合で画像の変更やリンク先の変更を行う場合は、1ヶ月単位とする。

（広告掲載の取り消し）

第16条 次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- 一 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- 二 指定する期日までに広告原稿（データ）の提出がないとき
- 三 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- 四 広告主、バナー広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがあるとき、または本要綱に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- 五 その他、神戸商工会議所ホームページへの広告掲載が適切でない判断したとき

（広告掲載の取下げ）

第17条 広告主は自己の都合により、神戸商工会議所ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

（広告主の責任等）

第19条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（その他）

第20条 本内規の規定の解釈に疑義が生じたとき、ならびに規定のない事項については、事務局長がこれを決する。